

別紙

諮問第1028号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定において本件不開示情報を不開示としたことは妥当であるが、本件開示請求において実施機関が対象外とした本件請求対象外情報については、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京消防庁は、○年○月○日午前○時～○時頃、請求人を、○○警察署の近辺から病院に救急搬送（以下「本件救急活動」という。）したが、その取り扱いを記録した全ての文書。次の文書を含むが、これに限定されない。119番の記録、救急搬送の記録、申請人に対する処置、治療等の記録、関係機関からの引き継ぎ記録、関係機関への引き継ぎ記録。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別表1に掲げる行政文書を特定し、東京消防庁消防総監が令和5年6月27日付けで行った本件部分開示決定における別表2に掲げる本件不開示情報を不開示としたことの取消し及び別表3に掲げる本件請求対象外情報の開示を求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

また、本件請求対象外情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報として捉えていない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年9月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年9月30日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月28日（第185回第三部会）から令和7年1月27日（第188回第三部会）まで、4回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張並びに実施機関の弁明書、再弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 救急活動記録について

救急活動記録については、東京消防庁救急業務等に関する規程（平成25年8月28日東京消防庁訓令第30号）56条1項において、救急隊は出場の都度、救急活動に関する記録を救急活動記録システムにより作成するとともに、救急活動に関する書類のうち救急部長が定めるものを保存するものとする旨規定している。また、東京消防庁救急業務等に関する規程事務処理要綱（平成25年8月28日救急部長依命通達）において、傷病者を医療機関に引き継ぐときは、医療機関に対し別記様式第25号「傷病者搬送通知書（医療機関用）」により傷病者を搬送した旨を通知し、その複写様式である同第25号の2「傷病者搬送通知書（救急隊用）」を回収するものとする定められている。さらに、救急活動記録システムにより作成する記録として同第35号「小隊活動記録票」、同第36号「傷病者記録票（基本情報）」、同第36号の2「傷病者記録票（観察・救急処置）」、同第36号の3「傷病者記録票（医療機関選定）」、同第37号「検証票（基本情報）」、同第37号の2「検証票（観察・救急処置）」、同第37号の3「検証票（医療機関選定）」等が定められている。

### イ 本件不開示情報及び本件請求対象外情報について

本件開示請求に対し、実施機関は、別表1に掲げる行政文書のうち、別表2に掲げる各情報について、それぞれ法78条1項2号に該当するとして不開示とする本件部分開示決定を行った。また、別表3に掲げる本件請求対象外情報については、いずれも審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないとして、本件開示請

求の対象外とした。

これに対し、審査請求人は審査請求書等において、実施機関が不開示とした別表2に掲げる各情報のうち本件不開示情報について不開示の取消しを求めるとともに、別表3に掲げる本件請求対象外情報の開示を求める旨主張している。

審査会は、本件不開示情報の不開示妥当性及び本件請求対象外情報の保有個人情報該当性について判断する。

#### ウ 本件不開示情報の不開示妥当性について

本件不開示情報は、傷病者記録票（基本情報）の「事故・発症情報」欄の「情報源②」欄に記録されている情報である。同欄は救急活動の現場において情報源と認められた者を記載する欄であり、「警察」と記載された右横の点線で区分された部分が不開示となっている。

審査会が見分するに、当該部分には個人の「姓」が記載されており、警察官の「姓」とであると認められる。当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、法78条1項2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、実施機関は本件救急活動の際に本件不開示情報に係る警察官が管理職でないことを確認しており、非管理職である警察官の氏名は慣行として公にされていないため、不開示としたと説明する。

この点につき、警視庁では、慣行として氏名を公にしている職員の範囲を、管理職以上の職員としているところ、本件警察官の氏名は管理職ではないことから、本件不開示情報は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上のとおり、本件不開示情報は、法78条1項2号に該当し、不開示が妥当である。

また、審査請求人は、本件不開示情報の理由付記に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項が定める不開示情報の理由付記は、該当する条項を示すだけでは足りず、いかなる理由で該当条項に該当するかを具体的事実に基づいて記載しなければならない等と述べ、瑕疵ある処分であるため取り消されるべきであると

主張する（なお、審査請求人は、反論書において、理由付記に関して適用される法令は、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）14条1項であるとしているが、法130条1項により設置された個人情報保護委員会が示す「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年1月（令和6年11月一部改正）。以下「ガイドライン」という。）によれば、法に基づく開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するもので、理由付記に関して適用される法令は、行政手続法8条1項の規定であるとされている。）。

これに対して実施機関は、本件不開示情報に情報源となった者を示す情報が記載されていることは、項目欄が開示されていることからしても明らかであり、その記載から了知し得るものである旨説明する。

審査会が本件部分開示決定通知書の本件不開示情報の不開示理由を確認したところ、不開示とした部分とその理由に、欄名「事故・発症情報」、該当部分「情報源②」、不開示の理由「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、法78条2号に該当する。」と記載されており、不開示情報に該当する部分並びに不開示とする根拠規定が「法78条2号」であること及び適用する理由がその記載自体から客観的に理解できる程度に記載されていると認められる。

審査会が検討するに、傷病者記録票（基本情報）の項目は開示されており、本件不開示情報が情報源となった者を示す情報であることは了知し得るものであることから、行政手続法8条1項に違反するものとは認められない。

なお、実施機関は不開示とした根拠規定として「法78条2号」と記載しているが、正しくは「法78条1項2号」である。

## エ 本件請求対象外情報について

### (ア) 保有個人情報に係る法の定めについて

法2条1項は、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（同項1号）又は個人識別符号が含まれるもの（同項2号）をいう旨規定し、法60条1項は、「「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当

該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（中略）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関（中略）の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関（中略）が保有しているもの（中略）をいう。）（中略）に記録されているものに限る。」と規定している。

また、ガイドラインでは「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。」とされている。

ある情報が個人情報に当たるかどうかは法2条1項各号のいずれかに該当するかどうかによって決定されるのであり、これらに該当し、行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、保有しているものである限り、行政機関が内部の事務処理等のために保有する場合であっても、保有個人情報に当たることが否定されるものではない。このことは、法76条1項において「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されていることから明らかである。

#### (イ) 本件請求対象外情報の保有個人情報該当性について

審査請求人は、小隊活動記録票以外の対象保有個人情報の中には、本件請求対象外情報と同種の情報と推知できる情報があり、本件請求対象外情報を審査請求人を本人とする保有個人情報として捉えていないとするのは不合理である等と主張し、本件請求対象外情報の開示を求めている。

これに対して、実施機関は、小隊活動記録票は実施機関内部の事務処理、統計分析等に必要な情報であり、本件請求対象外情報は審査請求人を本人とする保有個人情報として捉えていない旨説明する。

審査会が見分したところ、本件救急活動は、傷病者である審査請求人が自ら救急要請したもので、他に傷病者はなく、その他の発見者、通報者等の第三者の個人情報はないものと認められた。

救急活動記録は、119番通報により現場に出場した救急隊において、事案ごとに作成されるものであり、本件救急活動のように傷病者が一人の場合もあれば、複数の傷病者が発生する場合もあり、また、第三者が発見し通報するなど、救急活動によってそれぞれ状況が異なるため、複数人の個人情報が混在して記載される可能性がある。

保有個人情報の開示請求については、行政文書に記載されている開示請求者を本人とする個人情報に対して、実施機関が情報単位で開示、不開示等の決定を行う必要があることから、審査会は、審査請求人が開示請求をすることができる「自己を本人とする保有個人情報」の該当性について、本件請求対象外情報が記録されている小隊活動記録票の各欄の情報ごとに検討する。

a 「出場隊員」欄に記載されている情報について

「出場隊員」欄には、本件救急活動に出場した救急隊員の氏名が記載されており、傷病者搬送通知書（救急隊用）の「引継救急隊員氏名」欄で不開示とした救急隊員と同一の救急隊員の氏名が含まれていることが認められた。

当該欄の本件請求対象外情報は、審査請求人が傷病者として取り扱われた本件救急活動に出場した救急隊員に係る情報であり、他の対象保有個人情報において同一の情報を対象保有個人情報としている点を踏まえると審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

b 「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」欄に記載されている情報について

「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」欄には、出場した自隊隊員以外の本件救急活動における関係者の情報として関係者の種別、氏名等が記載されている。

当該欄の本件請求対象外情報は、審査請求人が傷病者として取り扱われた本件救急活動の関係者の情報であり、審査請求人に関する情報であることから審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

- c 「受令場所区分」欄、「時機」欄、「連続出場」欄及び「医師・資器材等所在地」欄にそれぞれ記録されている情報について

「受令場所区分」、「時機」、「連続出場」の各欄には、出場指令を受信した際の救急隊の状況等の情報が、「医師・資器材等所在地」欄には、医師、資器材等の搬送又は輸送の必要性に関する情報が、それぞれ記載されている。

当該各欄の本件請求対象外情報は、審査請求人が自ら救急要請した通報に基づき救急隊の受令時の状況等に関して記載された情報であり、審査請求人に関する情報であることから審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

- d 「現着時の状況」欄に記録されている情報のうち本件救急活動における救急隊の現場到着の場所に関する情報について

「現着時の状況」欄には、「救急隊の現場到着の場所」及び「傷病者接触時の傷病者の状態」が記載されており、このうち傷病者である審査請求人の接触時の状態については審査請求人を本人とする保有個人情報として開示されている。一方、救急隊の現場到着の場所に関する情報については、本件請求対象外情報となっている。

当該欄の本件請求対象外情報は、審査請求人が自ら救急要請した通報に基づき救急隊が駆け付けた現場に関する情報であり、審査請求人に関する情報であることから審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

- e 「通信運用（警防本部・署隊本部）」欄に記録されている情報について

「通信運用（警防本部・署隊本部）」欄には、現場の救急隊が警防本部（災害時等の指揮、作戦、指令等総括部門）に傷病者の状況を報告した内容や警防本部からの指示の内容等が時系列に沿って記録されている。

当該欄の本件請求対象外情報は、傷病者である審査請求人の本件救急活動における状況が記載されており、審査請求人を識別することができる情報が含まれている。

また、審査請求人の識別情報以外の部分についても、本件救急活動に関係す

る情報として記載されており、審査請求人に関する情報であるといえる。

したがって、当該欄の本件請求対象外情報は審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

- f 「通報番号連絡による情報聴取・口頭指導等」欄のうち「実施者」欄に記載されている情報について

「通報番号連絡による情報聴取・口頭指導等」欄には、救急要請した通報電話番号に再度電話をし、情報聴取を行った際の状況が記載されるものであり、「通報番号」、「傷病者情報聴取」、「電話応需者」の各欄については、審査請求人を本人とする保有個人情報として開示されている。一方、「実施者」欄については、救急隊員の氏名が記載されており、本件請求対象外情報とされている。

当該情報は、救急隊が審査請求人の電話番号に架電し、通話した際の記録であり、「実施者」欄には、審査請求人と通話した救急隊員の氏名が記載されており、審査請求人に関する情報であるといえる。

したがって、当該欄の本件請求対象外情報は審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

- g 「関係者・関係機関との関係内容」欄に記載されている情報について

「関係者・関係機関との関係内容」欄には、「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」欄と同様に、本件救急活動における関係者の情報とその関係内容等が記載されている。

当該欄の本件請求対象外情報は、審査請求人が傷病者として取り扱われた本件救急活動の関係者の情報であり、審査請求人に関する情報であることから審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

- h 「備考」欄に記載されている情報のうち本件救急活動における活動支援部隊に関する情報について

「備考」欄には、本件救急活動の活動支援部隊に関する情報及び審査請求人の現場での行動等に関する情報が記載されており、そのうち、審査請求人の現

場での行動等に関する情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報として開示されている。一方、本件救急活動における活動支援部隊に関する情報は、本件請求対象外情報とされている。

当該情報は、傷病者記録票（基本情報）において、審査請求人を本人とする保有個人情報として開示されている情報と同種のものであることが確認された。このことから、当該欄に記録されている活動支援部隊に関する情報は、審査請求人に関する情報であることから審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、本件開示請求の対象とすべきである。

#### （ウ）本件請求対象外情報に関する実施機関の対応について

実施機関は本件請求対象外情報を実施機関内部の事務処理、統計分析等に必要な情報であり、審査請求人の保有個人情報として捉えていない旨主張するため、この点について、検討する。

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）3条は、保有個人情報を取り扱う事務について、事務を開始しようとするときは、当該事務について、保有個人情報を取り扱う事務の目的、保有個人情報の対象者の範囲、保有個人情報の記録項目等を、あらかじめ、「登録簿」に記載し、一般に公表しなければならないと規定している。

審査会が、公表されている救急活動に関する「登録簿」を見分したところ、「保有個人情報を取り扱う事務の目的」を、傷病者への応急処理及び救急救命処置の実施、都民生活において生ずる事故を予防するための知識の普及及び意識の啓発並びに事故の状況等の公表等とし、「保有個人情報の対象者の範囲」を、傷病者、傷病者の関係者等とした上で、「保有個人情報の記録項目」を住所、氏名、生年月日を始め、対象者の言動、行動等の救急活動の目的を達成するために必要な記録としていることが認められた。

これらを踏まえて検討するに、実施機関は登録簿において救急活動により収集した個人情報を行政文書に記録し、保有個人情報として取り扱う旨を明らかにしていることから、本件請求対象外情報を保有個人情報として取り扱わないとする説明は、登録簿との関係において合理的な説明とは言い難い。

以上のとおり、審査請求人が開示請求をすることができる「自己を本人とする保有個人情報」の該当性について、検討したところ、本件請求対象外情報はいずれも審査請求人を本人とする保有個人情報と認めることができる。

そのため、実施機関は本件請求対象外情報を新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表1 本件開示請求の対象とした行政文書

〇〇消防署〇〇救急隊の救急出場に関する様式により作成された文書
(1) 傷病者搬送通知書 (救急隊用)
(2) 小隊活動記録票
(3) 傷病者記録票 (基本情報)
(4) 傷病者記録票 (観察・救急処置)
(5) 傷病者記録票 (医療機関選定)
(6) 検証票 (基本情報)
(7) 検証票 (観察・救急処置)
(8) 検証票 (医療機関選定)

別表2 本件部分開示決定において不開示とした情報

別表1 (1) の傷病者搬送通知書 (救急隊用) の「引継救急隊員氏名」(審査請求対象外)
別表1 (3) の傷病者記録票 (基本情報) の「事故・発症情報」欄の「情報源②」で不開示とした情報 (本件不開示情報)

別表3 本件請求対象外情報

別表1 (2) の小隊活動記録票の
a 「出場隊員」欄に記録されている情報
b 「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」欄に記録されている情報
c 「受令場所区分」欄、「時機」欄、「連続出場」欄及び「医師・資器材等所在地」欄にそれぞれ記録されている情報
d 「現着時の状況」欄に記録されている情報のうち本件救急活動における救急隊の現場到着の場所に関する情報
e 「通信運用 (警防本部・署隊本部)」欄に記録されている情報
f 「通報番号連絡による情報聴取・口頭指導等」欄のうち「実施者」欄に記録されている情報

- g 「関係者・関係機関との関係内容」欄に記録されている情報
- h 「備考」欄に記録されている情報のうち本件救急活動における活動支援部隊に関する情報